

石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年石川県規則第25号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、石川県鳥獣保護管理事業計画等による有害鳥獣捕獲に関する事項の運営については、この要領の定めるところによる。

(有害鳥獣捕獲の区分)

第2条 有害鳥獣捕獲の区分は以下のとおりとする。

(1) 予察捕獲

常時捕獲等を行い、生息数を低下させなければならないほど強い害性が認められる場合に、第3条による被害発生予察表に基づき市町が計画的に行う捕獲（ただし、指定管理鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）及び外来鳥獣の捕獲や第6条第5項の規定による緊急捕獲を除く。）

(2) 予察捕獲以外の捕獲

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が発生した場合又はこれらのおそれがある場合に被害者等が行う捕獲

(予察表の作成)

第3条 市町長は、予察捕獲を実施しようとする場合、管内における有害鳥獣による人畜及び農林水産業等に対する過去3年の被害の発生状況等を勘案し、農林水産業団体等の代表者と協議の上、有害鳥獣による被害発生予察表（様式第1号）を作成し、毎年2月末日までに所管する農林総合事務所長（以下「所長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

なお、知事は被害発生予察表に基づき加害鳥獣や被害状況など予察情報を整理するものとする。

(捕獲隊の編成)

第4条 市町長は、管内における被害の防除に対処するため、所長及び一般社団法人石川県猟友会長（以下「会長」という。）と協議して毎年2月末日までに、有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）を編成するものとする。ただし、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）に基づき有害捕獲を行うために鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する場合は、この限りでない。

2 捕獲隊には、地域の実情に応じて2以上の捕獲班を置くことができる。ただし、1班の人員は原則として2名以上20名以内とする。

3 捕獲隊には隊長、捕獲班には班長を置くものとする。

4 捕獲隊員となることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 原則として管内に居住する者

(2) 捕獲方法に応じた免許を有し、かつ狩猟災害に関する共済、保険等に加入している者

(3) 3年以上の登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）の経験を有し、かつ、過去3年間に鳥獣関係法令等に違反したことがない者

ただし、網猟免許又はわな猟免許を有する者については、1年以上の網狩猟又はわな狩猟の登録狩猟の経験を積んだ者で、かつ、過去3年間に鳥獣関係法令に違反したことがない者

(4) 有害鳥獣捕獲の要請により、随時出動可能な者

5 市町長は、捕獲隊を編成したときは、遅滞なく、有害鳥獣捕獲隊員名簿（様式第2号）を所管の所長を経由して知事に提出しなければならない。なお、実施隊が有害鳥獣捕獲を行う場合は、実施隊員名簿を提出することとする。

（許可権者の区分）

第5条 法第9条第1項の規定による捕獲のための鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（以下「許可」という。）をする者（以下「許可権者」という。）の区分は別表のとおりとする。

（許可の申請）

第6条 許可の申請を行うことができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体
 - (2) 法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者
 - (3) 法第9条第8項の規定に基づき環境大臣の定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）
 - (4) 特措法第4条の2の規定に基づき市町が、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うために組織する協議会（以下「協議会」という。）
 - (5) 自己（法人等団体を含む）が所有又は管理する土地等で鳥獣による被害等を受けた者（被害を受けるおそれがある者を含む。以下同じ。）又は当該被害等を受けた者から依頼された者であって、捕獲方法に応じた狩猟免許を有している者、又は当該被害を受けた者等から依頼された法人等団体であって、捕獲に従事する社員もしくは会員が捕獲方法に応じた狩猟免許を有している法人等団体
 - (6) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次の①又は②に掲げる者
 - ① 住宅等の建物内において被害を受けた者又は当該被害を受けた者から依頼された者（当該敷地内で捕獲する場合に限る。）
 - ② 被害を受けた農林業者又は被害を受けた農林業者から依頼された者（農林業被害の防止の目的で自らの事業地内において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合に限る。ただし、使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）
 - (7) 被害防止の目的で、巣の撤去等に伴って、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする者
 - (8) 農林業者（農林業被害の防止の目的で自らの事業地内において、囲いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合に限る。）
 - (9) ドバトによる被害を受けた者等又は当該被害を受けた者等から捕獲の依頼を受けた者（捕獲箱又は手捕りによるドバトの捕獲及び卵の採取に限る。）
 - (10) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に定める電気事業者（電気事業者が設置した電気工作物上におけるカラス等の捕獲及び卵の採取に限る。）
- 2 許可を受けようとする者は、前条に規定する許可権者の区分に従い、許可権者に対し、鳥獣捕獲許可申請書（以下「申請書」という。様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿・従事者名簿（様式第4号）
 - (2) 有害鳥獣捕獲申請に係る調査書（様式第5号）
 - (3) 被害区域及び捕獲予定区域位置図（5万分の1）
 - (4) 捕獲実施予定位置図（住宅地図等）（第6条第1項(5)、(6)、(7)及び(8)による申請の場合）

- (5) 有害鳥獣捕獲依頼書(様式第6号。被害者から捕獲依頼を受けた者に限る。)
- (6) 捕獲方法に応じた狩猟免状の写し(第6条第1項(5)による申請の場合)
- 3 申請書等の提出は、第5条に規定する許可権者の区分に従い、所長専決による知事許可及び市町長許可にあっては原則として捕獲予定日の10日前までに、自然環境課長専決による知事許可にあっては原則として捕獲予定日の14日前までに行わなければならない。
- 4 申請書等の提出部数は、自然環境課長専決であって知事許可に係るものについては、2部とし、所長専決であって知事許可に係るもの及び市町長許可に係るものについては1部とし、知事許可にかかるものについては、所管の所長を経由して提出しなければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、市町長は、クマ等により人身若しくは財産に危難が予想される緊急の場合で捕獲が必要であると認めるときは、直ちに第5条に規定する許可権者の区分に従い申請書等を提出し、所管の所長及び警察署長に連絡の上、捕獲隊長等に捕獲を依頼することができる。
- この場合においては、第2項(2)の調査書を省略することができる。
- ただし、捕獲したとき又は緊急性がなくなった場合は、その結果について緊急捕獲実施報告書(様式第7号)により、速やかに、所管の所長を経由して知事に報告しなければならない。
- 6 前項の規定による捕獲許可申請があったときは、第5条に規定する許可権者は即日許可証及び従事者証を交付するものとする。

(許可の基準等)

第7条 許可の基準は次のとおりとする。

- (1) 鳥獣が被害を与える場合又はそのおそれがある場合で、被害防止の実施又は追い払い等によっても被害が防止又は軽減できないときに行うものとする。ただし、予察捕獲についてはこの限りではない。
- (2) 前条第1項(10)の場合を除き、原則として市町の捕獲隊等による団体捕獲により実施するものとするが、地域の実情により、これにより難しい場合には、個人による捕獲を許可できるものとする。
- (3) わなを使用して捕獲しようとする場合は、原則として箱わな、囲いわな及びくくりわなによるものとし、次の基準を満たすものとする。ただし、法定猟法以外の方法で捕獲する場合は、省令第10条第3項11号から15号の各号に掲げるものを除くものとする。
- ① ツキノワグマの捕獲に使用できるわなは、箱わなのみとする。
- ② ツキノワグマの生息地域でツキノワグマ以外の大型獣類の捕獲に使用する箱わなは、錯誤捕獲防止のため、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたものを使用すること。
- ただし、ツキノワグマ管理計画に基づく、排除地域であって、予め捕獲許可申請している場合で、箱わなに十分な強度がある場合はこの限りでない。
- ③ くくりわなの捕獲については、第6条第1項(1)、(2)、(3)及び(4)に規定する法人又は協議会(以下「市町等」という。)が行う捕獲で、隊又は班による団体捕獲により、責任者を定め適切な管理の下で行うものとする。

また、くくりわなの使用は、イノシシ又はニホンジカの捕獲を目的とする場合に限るものとし、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

なお、くくりわなでの捕獲にあたっては、その設置場所、銃器で止めさしをする場合の安全確保(住居集合地域等から発射地点の周囲半径200メートル以上離れていること)や他の鳥獣の錯誤捕獲防止(直径12センチメートル以内の範囲で捕獲する個体の足の大きさに合わせるなどの工夫)など、くくりわなを適切に管理し、安全に捕獲できる体制が確保されていること。

- (4) 第6条第1項(5)による申請の場合、銃器及びくくりわなによる捕獲及びツキノワグマの捕獲は認めない。
- (5) 第6条第1項(5)、(6)、(7)及び(8)による申請の場合の殺処分については当該地域の捕獲隊長と協議の上、適切に実施することとする。さらに、銃器による止めさしをしようとする場合は、当該地域の捕獲隊長と協議の上、当該市町の有害鳥獣捕獲隊員(5名以上・申請者が捕獲隊員の場合は4名以上)を捕獲許可申請者として列記するものとする。
- (6) 第6条第1項(1)、(3)及び(4)において銃器を使用しない方法による捕獲の場合は、従事者の中に捕獲方法に応じた狩猟免許を所持する者が含まれ、かつ、第6条第1項(1)、(3)及び(4)で規定される法人等団体が従事者に対して講習会を実施する等により捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合に限り、従事者の中に当該免許を所持していない者を補助者として含めることができるものとする。ただし、補助者はわなの見回り及び餌の設置のみ行うことができる。
- (7) 第6条第1項(6)、(7)及び(8)において、銃器の使用以外の方法による捕獲の場合は、それぞれ狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。
- 2 捕獲許可数量は、被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。
- 3 許可の期間は原則として、被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に実施できる時期とし、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。また、予察捕獲を実施する場合には第3条の規定により作成した被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。
- 4 捕獲区域は、鳥獣による被害の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動域を踏まえて、必要かつ適切な区域とする。捕獲の区域に鳥獣保護区、休猟区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、鳥獣保護区のうち、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。
- 5 許可権者は、許可にあたり、安全の確保等の観点から、必要に応じ、条件を付すことができる。

(許可証等の交付)

- 第8条 許可権者は、申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、法第9条第7項及び第8項の鳥獣捕獲許可証(以下「許可証」という。様式第8号)及び従事者証(様式第9号)を交付するものとする。
- 2 許可証を交付したときは、許可台帳(様式第10号)を作成するものとする。

(許可後における内容の変更)

- 第9条 許可内容(省令第7条第1項第2号から第7号に規定される事項)に変更がある場合は、新たな申請を行わせ、現許可に係る許可証及び従事者証を返納させるものとする。

(捕獲の指導等)

- 第10条 捕獲に当たっては、捕獲実施者は、周辺住民に対する危険防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 市町等が行う捕獲は、原則として隊又は班による団体捕獲により、責任者を定めて実施するものとし、市町等は捕獲隊員等に関係法令等の遵守について必要な指導をしなければならない。
- 3 市町等が行う捕獲の実施に当たっては、必ず捕獲隊員等である旨を表示する所定の腕章を帯用しなければならない。
- 4 許可権者は、必要に応じ、職員(鳥獣保護管理員を含む。)を捕獲に立ち会わせ、必要な調査、指導をすることができる。
- 5 許可を受けた者は、許可期間満了後、30日以内に、許可証に必要事項を記入の上、従事

者証とともに許可権者に返納しなければならない。

- 6 捕獲物の処置については、生態系に影響を与えないよう、原則として持ち帰って適切に処理するものとし、やむを得ない場合は埋設するなど、省令第19条で定める場合を除き、山野に放置しないものとする。
- 7 錯誤捕獲した個体については、原則として放鳥獣を行うこと。捕獲許可と異なる捕獲区域、捕獲方法、処理方法となった場合は法第9条第1項違反となることについて、申請者に対して十分周知を図るよう努めるものとする。
指定管理鳥獣や外来鳥獣の他、被害を及ぼしている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、予め捕獲申請を行うよう指導に努めるものとする。
- 8 大型獣の捕獲にあたっては、周辺住民への十分な周知を行うなど事故防止の徹底を図ること。
また、わなにかかった個体が人間に危害を加えたりすることがないように、安全に捕獲（錯誤捕獲の場合は放獣）できる体制を確保すること。

（進達及び報告）

- 第11条** 許可権者は、許可証を交付したときは、所管の警察署長、鳥獣保護管理員及び許可権者が市町長の場合は所長に、所長の場合は当該市町長に対して許可証、許可台帳及び捕獲予定区域位置図の写しを添えて通知しなければならない。
- ただし、銃器以外の方法で工場や宅地の敷地内などの囲まれた狭い範囲内で捕獲等が行われる場合は、必要に応じて通知するものとする。
- 2 市町長は、許可件数及び捕獲数等を年度ごとにとりまとめて毎年4月30日までに、有害鳥獣捕獲実績報告書（様式第11号）により、所管する所長に報告しなければならない。
 - 3 所長は、所長専決による知事許可件数及び捕獲数並びに前項の規定により市町長から提出された報告をとりまとめて毎年5月20日までに、有害鳥獣捕獲実績報告書により、知事に報告しなければならない。
 - 4 所長は、その権限に属さない事務に係る申請書を受理したときは、当該申請書の内容が適当かどうかを審査し、直ちに知事に進達しなければならない。

（適用除外）

- 第12条** 知事の定める森林病虫害等防除事業実施要領に基づき森林所有者（森林の管理を委託された者及び森林作業従事者を含む）で特に知事が認めた者がわなでノウサギを捕獲する場合その他業務上鳥獣を捕獲する必要がある場合は、この要領は適用しない。

（措置命令）

- 第13条** 許可権者は、法第10条第1項の規定により、この要領の規定に違反している場合は、許可の取り消しなど必要な措置を講じることができる。

（その他）

- 第14条** この要領に定めるもののほか、捕獲の許可に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 平成18年11月1日施行の石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を改正し、この要領は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の要領に基づき提出された書類は、この要領の定めにより提出されたものとみなす。

附 則

- 1 平成19年9月1日施行の石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を改正し、この要領は、

平成21年3月1日から施行する。

- 2 この要領の施行の際、改正前の要領に基づき提出された書類は、この要領の定めにより提出されたものとみなす。

附 則

- 1 平成21年3月1日施行の石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を改正し、この要領は、平成23年8月5日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の要領に基づき提出された書類は、この要領の定めにより提出されたものとみなす。

附 則

- 1 平成23年8月5日施行の石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を改正し、この要領は、平成25年2月15日から施行する。
- 2 この要領中第4条第1項の社団法人を一般社団法人に変更する改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この要領の施行の際、改正前の要領に基づき提出された書類は、この要領の定めにより提出されたものとみなす。

附 則

- 1 平成25年2月15日施行の石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を改正し、この要領は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の要領に基づき提出された書類は、この要領の定めにより提出されたものとみなす。

附 則

- 1 平成27年7月1日施行の石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を改正し、この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

- 1 平成29年10月1日施行の石川県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領を改正し、この要領は、平成30年12月1日から施行する。

許可権者	対象鳥獣等
1 市町長	<p>① 有害鳥獣捕獲の目的でゴイサギ、カルガモ、キジ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ハクビシン、イノシシ、ノイヌ、ノネコ、タヌキ、キツネ、オスイタチ及びアナグマの捕獲をしようとする場合</p> <p>② 有害鳥獣捕獲の目的でカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス及びハシブトガラスの卵を採取しようとする場合</p>
<p>2 知事 (農林総合事務所長専決)</p> <p>③にあつては、主に所管する農林総合事務所長</p>	<p>① 有害鳥獣捕獲の目的で狩猟鳥獣、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、ウソ、タイワンシロガシラ、サル、マングース及びノヤギを捕獲しようとする場合 (市町長許可権限に係る鳥獣を除く。)</p> <p>② 有害鳥獣捕獲の目的で複数の市町にわたり捕獲する場合</p> <p>③ 有害鳥獣捕獲の目的で複数の農林総合事務所管内の地域にわたり捕獲する場合</p>
<p>3 知事 (自然環境課長専決)</p>	<p>① 有害鳥獣捕獲の目的で飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲をしようとする場合</p> <p>② 県が行う有害鳥獣に係る捕獲をする場合</p> <p>③ 1、2、4の許可権限に該当しない場合</p>
<p>4 中部地方環境事務所長</p>	<p>① 国指定鳥獣保護区内において捕獲をする場合</p> <p>② 保護繁殖を特に図る必要があるものとして環境大臣が定める鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵を採取等する場合(平成14.12.26鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第1条の2)</p> <p>③ 鳥獣の保護繁殖に重大な支障があるものとして環境大臣が定める網又はわなを使用して鳥獣を捕獲する場合(平成14.12.26鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第6条)</p>